

# 要指導医薬品と一般用医薬品の販売制度に関する事項

## ■要指導医薬品について⇒ 薬剤師 が必ずご説明します

1. スイッチ直後品目(※医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない薬)、劇薬については、一般用医薬品とは性質が異なるため、**特に注意が必要な薬**として要指導医薬品に指定し、薬剤師が対面で情報提供・指導し薬剤師が、購入される方の状況を確認したうえで販売します。
2. 一人一箱、一瓶のみの販売となります。
3. いわゆる「常備」目的の購入はできません。  
(具体的な症状の内容が確認できない場合は、薬局、店舗は販売できないこととなりました。)

## ■第1類医薬品とは ⇒ 薬剤師 が必ずご説明します

1. 新しい成分を含む薬や、これまで医師の処方によって使われてきた成分を含む薬など、市販されて使われ始めてからの期間や経験が十分でなく、安全な使用のために**特に注意が必要な薬**です。
2. 製品の外箱や直接包んである包装に**第1類医薬品**のように表示されています。
3. 薬の効能・効果、用法・用量、使用上の注意について、文書でお客様と一緒に確認しながら説明します。購入の際、購入後にかかわらず、ご不明・ご不安な点がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

**緊急連絡先:営業時間内 0235-28-3500**

**営業時間外 090-9533-5761**

## ■第2類医薬品とは ⇒ 薬剤師 か 登録販売者 がご説明します

1. まれにはありますが、日常生活に支障を来す可能性がある成分を含むなど、安全な使用のために**注意が必要な薬**です。
2. 製品の外箱や直接包んである包装に**第2類医薬品**のように表示されています。また、この区分の中で、**特に注意が必要な薬**については**第②類医薬品**のように表示されています。
3. 薬の効能・効果、用法・用量、使用上の注意など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。  
★ 登録販売者とは薬剤師ではありませんが、一般用(OTC)医薬品販売の経験を積み、都道府県ごとの試験を受けて合格した専門家です。

## ■第3類医薬品とは ⇒ 薬剤師 か 登録販売者 がご説明します

1. これまで長く市販されてきた特に注意が必要な成分を含まないなど、安全に使用するうえで心配が比較的少ない薬です。
2. 製品の外箱や直接包んである包装に**第3類医薬品**のように表示されます。
3. 薬の効能・効果、用法・用量、使用上の注意など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。  
★ 登録販売者とは薬剤師ではありませんが、一般用(OTC)医薬品販売の経験を積み、都道府県ごとの試験を受けて合格した専門家です。

## ■医薬品の陳列に関して

1. 要指導医薬品、第1類医薬品はすべてカウンター内(調剤室内)に陳列し、お買い求めの際には陳列棚の空の箱を受け付けまでお持ちください。取り扱い製品がわかるように薬局内の複数箇所に掲示してあります。
2. 第2類医薬品、第3類医薬品は薬の用途別に陳列してあります。
3. 指定第2類医薬品は、薬剤師か登録販売者がいつでも説明できるよう常駐している場所のそばに陳列しています。
4. ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねください。なお、上記の薬の区分については薬局内の掲示をご覧ください。

## ■相談時の対応方法に関して

1. すべての医薬品について、ご相談をうけたまわります。
2. 営業時間内は、薬局内の薬剤師か登録販売者にお気軽にお尋ねください。
3. 夜間・緊急時についても対応しております。**連絡先:090-9533-5761**

## ■健康被害救済制度に関して

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口とホームページ  
相談窓口:TEL0120-149-931(フリーダイヤル)  
受付時間:{月~金}9:00~17:30(祝日、年末年始を除く)  
ホームページ:<http://www.pmda.go.jp/>



# 鶴岡ひまわり薬局

